

インスペクター制度

2004年 7月 11日 改正
2014年 1月 26日 改正
2014年 5月 18日 改正

第1章 目的

1-1 インスペクター制度は日本気球連盟登録気球の安全性を確保することを目的に、飛行経験が豊富で、かつ機体の構造等についての技術的な知識の豊かなパイロットの中から、機体登録時の機体の検査や、更新時の機体チェックを行う者を、安全委員会で審議し、インスペクターとして認定する。

第2章 適用範囲

2-1 日本気球連盟に所属するパイロットでインスペクターを希望する者及びインスペクター

第3章 インスペクターの役割

- 3-1 新規機体登録時の気球の検査。
- 3-2 機体登録更新時の気球の検査。

第4章 インスペクター認定基準

- 4-1 日本気球連盟の熱気球操縦士技能証を保持していること。
- 4-2 機長として以下の飛行経験を有すること。
 - 1) 75時間以上の飛行。
 - 2) 異なった機体で10機以上の飛行。
- 4-3 インスペクター1名の推薦があること。
- 4-4 気球の構造、設計、製作に関して豊富な知識があること。
- 4-5 有人熱気球耐空性審査基準、機体ログ、機体登録制度を正しく理解し、実践していること。
- 4-6 日本気球連盟のシステムを熟知し理解していること。
- 4-7 安全委員会がインスペクターとしてふさわしいと認めたこと。

第5章 インスペクター資格の失効

- 5-1 以下の項目に該当する場合インスペクターの資格は消滅する。
 - 1) 日本気球連盟の会員の失効、熱気球操縦士技能証の期限切れ。
 - 2) 安全委員会がインスペクターにふさわしくないと判断した場合。

第6章 インスペクターの申請手続き

- 6-1 以下の書類を日本気球連盟事務局へ提出すること。
 - 1) 申請書
 - 2) ログブックのコピー（各条件を満たすことを示すもの）

附則

この制度は、2014年5月18日より施行する。